

逗子市総合評価競争入札試行に関する
運用ガイドライン

平成29年11月 Ver.1.0

逗子市

目 次

1 はじめに	1
2 総合評価競争入札方式とは	1
3 総合評価競争入札の基本的事項	2
(1) 本市の総合評価競争入札	
(2) 技術的要素の評価	
(3) 評価項目の内容と配点	
工事系業務委託（評価項目及び配点基準表1）	4
工事（評価項目及び配点基準表2）	5
(4) 落札候補者の決定方法	6
4 総合評価競争入札の手続きの流れ	6
5 総合評価審査委員会等	8
(1) 審査委員会の組織等	
(2) 学識経験者からの意見聴取	
6 技術的要素の担保	9
(1) 契約性能等を満たしていることをすべて確認できない場合	
(2) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施工が困難である場合	
(3) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施工が可能な場合	
7 総合評価競争入札に関わる事項の公表	10
(1) 入札公告により明示するもの	
(2) 落札結果とともに公表するもの	
8 関係資料	10

1 はじめに

公共工事は豊かな国民生活の実現や安心・安全の確保、活発な経済活動を支える基盤となる社会資本を整備するもので、現代に生きる私たち、そして未来の子や孫の世代に大変大きな影響を与えるものです。しかしながら、近年、厳しい財政事情を背景に公共事業が減少している中で、公共事業の受注をめぐり、激しい価格競争が起きており、工事中の事故、手抜き工事の発生、下請け業者へのしわ寄せなどによる公共事業の品質低下が懸念されています。

このような背景のもと、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)が施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」との基本理念が示されました。また、同年 8 月には「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、「発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるように努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優越等を総合的に評価することにより、もっとも評価の高い者を落札者とすることが原則である。」と示されました。

逗子市(以下「本市」という。)ではこのような品確法及び基本方針を踏まえ、本市が発注する工事系委託業務及び工事(以下「工事等」という。)の入札に当たり、価格と品質を総合的に評価する総合評価競争入札を試行していくこととしました。

このガイドラインは、本市における総合評価競争入札の試行に関する基本的事項を示すものです。

2 総合評価競争入札方式とは

総合評価競争入札とは、価格だけで評価してきた従来の入札方式とは異なり、品質をより高めるための新しい技術やノウハウといった、価格以外の要素を含めて評価する新しい入札方式です。この方式は、公共工事等の経済性ととともに、より技術力の高い者を落札者に誘導することで、工事等の品質の向上や企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待されます。

なお、価格以外に評価する項目としては、あらかじめ入札ごとに設定した評価基準に基づき行うこととし、主な項目としては、業務実施方針、施工計画、同種工事等の施工実績及び配置予定者の技術力等を評価の対象とします。これら評価基準を価格と合わせて点数化し、最も高い数値の者を落札者とします。

3 総合評価競争入札の基本的事項

(1)本市の総合評価競争入札

総合評価競争入札は、工事規模や技術的な工夫の余地等を考慮して、「特別簡易型」と「簡易型」から当該工事等に適したものを選択し試行実施します。

分類	簡易型	特別簡易型
工事系委託業務	高度な知識や構想力、専門的な技術力及び経験を必要とする業務の実施において、適切かつ確実な業務履行能力をもつ企業に履行させることにより、その業務の品質をより高められることが図られるので、発注者が業務実施方針を求めたい場合を選択する。	簡易型に準じて、高度な知識や構想力、専門的な技術力及び経験を必要とする業務であるが、業務実施に関する工夫の余地が少なく、発注者が業務実施方針を求めることを要さない場合を選択する。
工事	当該工事の施工に必要な、適切かつ確実な施工能力をもつ企業に施工させることにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、施工技術難易度や現場条件難易度が高く、発注者が施工計画に係る技術的所見を求めたい場合を選択する。	簡易型に準じて、施工技術難易度や現場条件難易度がある程度高いが、技術的な工夫の余地が小さく、施工計画に係る技術的所見を求めることを要さない場合を選択する。

(2)技術的要素の評価

総合評価競争入札における技術的要素については、工事系委託業務(評価項目及び配点基準表1)及び工事(評価項目及び配点基準表2)の評価種別に分類し、それぞれに係る評価項目を個々の工事等ごとに選択して評価します。

①工事系委託業務(評価項目及び配点基準表1)

ア)企業の技術力

企業の業務実施方針として、業務実施手順、地域特性の把握状況、業務計画の的確性及び工程計画の妥当性を評価するとともに、企業の技術的能力として、同種業務実績、地域精通度、ISO9001認証取得により評価します。

イ)配置予定技術者の技術力

配置予定技術者の技術力は、配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の技術的能力として、取得資格、同種業務実績及び手持ち業務数により評価します。

②工事(評価項目及び配点基準表2)

ア)企業の技術力

業務実施方針として、業務発注仕様(設計図書)に基づいて、適切かつ確実に施工する能力を評価します。同種工事の施工実績、配置予定技術者の技術能力を評価項目とします。

イ)企業の社会性・信頼性

地域社会への貢献度や企業の安全衛生に対する考え方から社会性・信頼性など工事を円滑に実施する能力を評価します。

(3)評価項目の内容と配点

評価項目については、工事等ごとに選択して評価します。

配点についても、落札者決定基準として本市が工事等ごとに定めます。

入札に参加しようとする者は、同種工事の施工実績や工事成績などの評価項目に関する資料の提出が必要となります。

工事系業務委託(評価項目及び配点基準表1)

評価種別	評価項目	評価の詳細項目	評価の着目点	簡易型		特別簡易型	
				適用	配点	適用	配点
企業の技術力	業務実施方針	業務実施手順	業務実施手順を評価する。	必須	1		
		地域特性の把握状況	地域特性の把握状況を評価する。	必須	1		
		業務計画の的確性	業務計画の的確性を評価する。	必須	2		
		工程計画の妥当性	工程計画の妥当性を評価する。	必須	1		
	企業の技術的能力	過去5年間の同種業務実績	過去5年間における同種業務実績を評価する。	必須	1	必須	1
		地域精通度	近隣市町における同種業務実績を評価する。	必須	1	必須	1
		ISO9001 認証取得	ISO9001 認証取得について評価する。	必須	1	必須	1
配置予定技術者の技術力	配置予定管理技術者の技術的能力	取得資格	配置予定管理技術者の取得資格の有無により評価する。	必須	1	必須	1
		過去5年間の同種業務実績	過去5年間における同種業務実績を評価する。	必須	1	必須	1
		配置予定管理技術者の手持ち業務数	技術資料提出期限日の手持ち業務数により評価する。	必須	1	必須	1
	配置予定担当技術者の技術的能力	取得資格	配置予定担当技術者の取得資格の有無により評価する。	必須	1	必須	1
		過去5年間の同種業務実績	過去5年間における同種業務実績を評価する。	必須	1	必須	1
		配置予定担当技術者の手持ち業務数	技術資料提出期限日の手持ち業務数により評価する。	必須	1	必須	1
加算点				14		9	

※評価項目の適用については原則必須とするが、業務の特性(建築条件等)を踏まえ、求めることが不相当である場合は、適用の選択を外すことができる。

工事(評価項目及び配点基準表2)

評価種別	評価項目	評価の詳細項目	評価の着目点	簡易型		特別簡易型	
				適用	配点	簡易型	配点
企業の技術力	簡易な施工計画	品質管理等	工事目的物や材料等の品質管理等に係る技術的所見を評価する	必須 (1項目以上)	3		
		施工上の課題	発注者が指定する施工上の課題に係る技術的所見を評価する		3		
		安全対策	施工上配慮すべき安全対策等に係る事項を評価する		3		
		工程管理	工程管理に係る技術的所見を評価する		3		
	同種工事の施工実績	過去5年間の工事実績	逗子市受注工事実績	必須	2	必須	2
			他の公共機関の実績	必須	2	必須	2
	工事成績評定	工事成績評価の平均[神奈川県発注工事における過去3年間の受注工事(元請)の平均]	80点以上	必須	2	必須	2
			75点以上80点未満		1		1
			65点以上75点未満又は対象工事無し		0		0
			55点以上65点未満		-1		-1
55点未満			-2		-2		
ISO9001の認証取得		取得状況の有無	選択	1	選択	1	
配置予定管理技術者の技術的能力	施工実績	過去5年間の同種工事の施工実績を評価する	選択	2	選択	2	
	取得資格	1級国家資格の資格を取得しており、管理技術者となり得る資格を有するかを評価する。	選択	2	選択	2	
企業の社会性・信頼性	災害時等の地域貢献(災害協定・作業実績等)	地域社会への貢献	災害協定の締結の有無、災害時の緊急対応作業実績を評価する。	選択	1~2	選択	1~2
	建設業労働災害防止協会	加入の状況	加入の有無を評価する。	選択	1	選択	1
	特定施策への取組		特定施策への取組状況を評価する。(例:ISO14001又はEA21の認証取得、障害者雇用、高齢者継続雇用制度の状況など)	選択	1~3	選択	1~3
加算点の合計(満点の範囲)				9~29		6~17	

(4) 落札候補者の決定方法

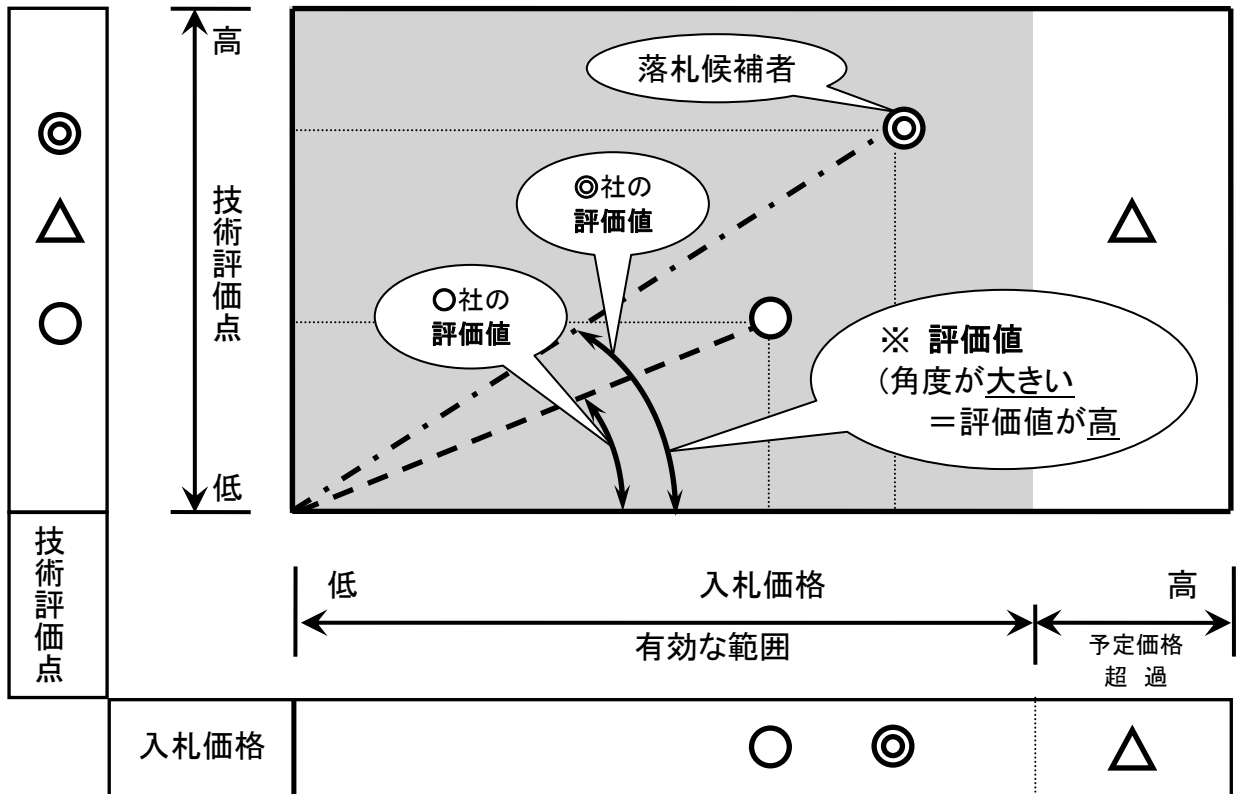
本市における総合評価の方法は、「標準点(100点)」と技術的要素の評価による「加算点」の合計(「技術評価点」)を「入札価格」で除した後、100万を乗じて得た数値(「評価値」)の最も高い者を落札候補者とする「除算方式」とします。

$$\begin{aligned}\text{「評価値」} &= \text{「技術評価点」} \div \text{「入札価格」} \times 1,000,000 \\ &= (\text{「標準点」} + \text{「加算点」}) \div \text{「入札価格」} \times 1,000,000\end{aligned}$$

落札候補者の決定に当たっては、入札価格が有効な範囲内で、次に掲げる事項を適用し、評価値が最も高い者が落札候補者となります。

- ① 「標準点」は、100点とします。
- ② 「入札価格」は、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とします。
- ③ 「評価値」は、小数点以下第4位未満を切り捨てます。
- ④ 「入札価格」が「予定価格」の制限の範囲を超えた場合は失格とし、評価を行いません。
- ⑤ 技術資料の内容が不適切である場合や欠格要件に該当する場合は失格とし、評価を行いません。
- ⑥ 「調査基準価格」を設けて「低入札価格調査制度」を適用しますので、「評価値」の最も高い者であっても、「入札価格」が「調査基準価格」に満たない場合は、落札候補者とならない場合があります。
- ⑦ 「評価値」の最も高い者が複数の場合は、「くじ」により落札候補者を決定します。なお、「くじ」の方法はその都度決定します。

■ : 評価値を算出する範囲

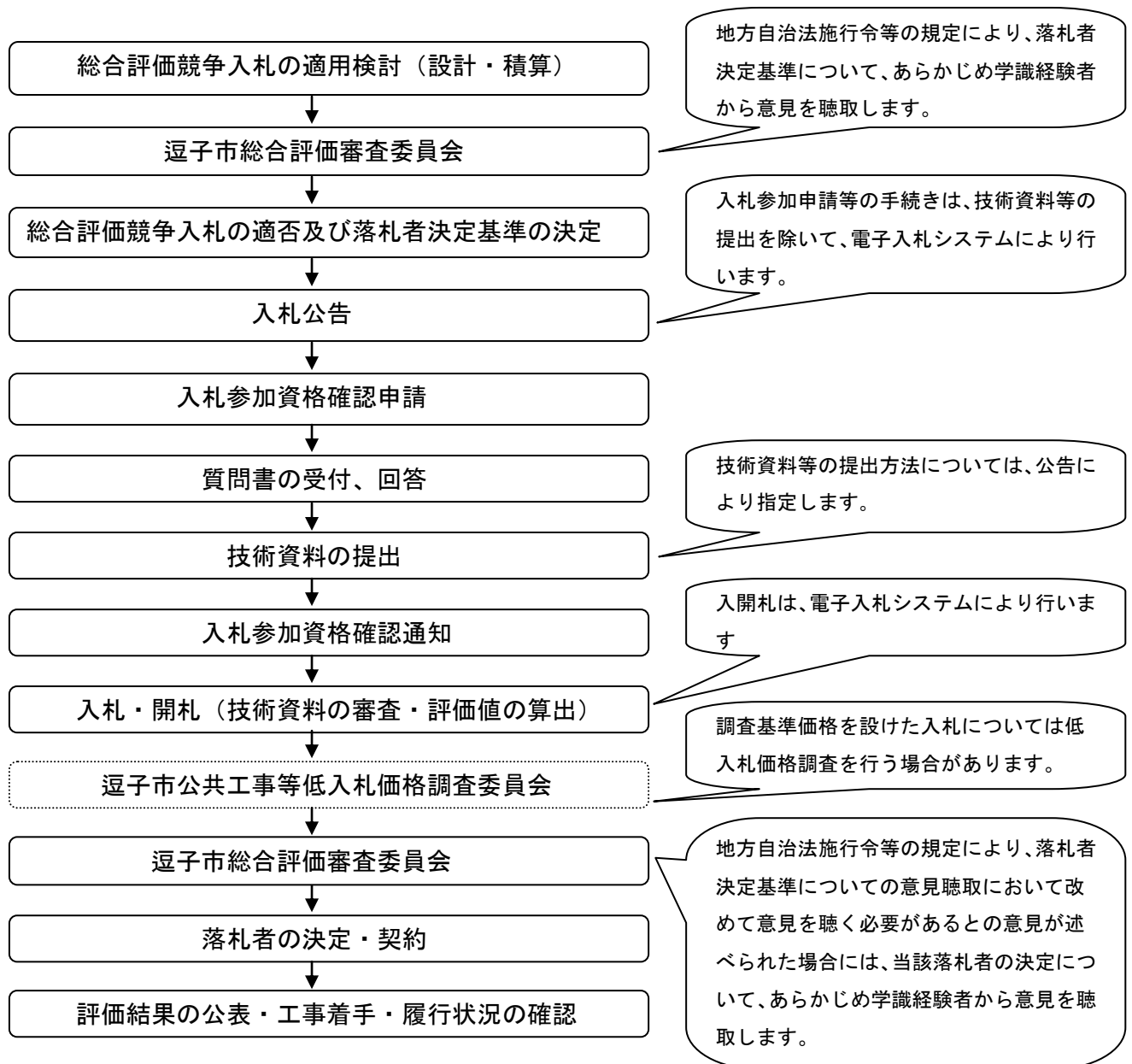


落札候補者決定の考え方

- ◎社 : 評価値が最も高いため、落札候補者となる。
- 社 : 入札価格が最も低いのが、◎社より評価値が低く、落札候補者とならない。
- △社 : 入札価格が予定価格を超過しており、有効な範囲から外れたため、評価値の算出は行わない。

4 総合評価競争入札の手続きの流れ

本市の総合評価競争入札における手続きについては、次のように行われます。



5 総合評価審査委員会等

地方自治法施行令等の規定により、総合評価競争入札の落札者決定基準を定めようとするとき及び落札者決定基準についての意見聴取において改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合の当該落札者を決定しようとするときは、あらかじめ2人以上の「学識経験者」に意見を聴くこととされています。

本市では、総合評価対象工事等の認定、落札者決定基準及び落札者の決定の適否を審査するために、次のとおり逗子市総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置して、学識経験者からの意見を反映させます。

(1) 審査委員会の組織等

審査委員会は、本市職員(副市長、経営企画部長、総務部長及び環境都市部長)によって構成され、総合評価競争入札に関する事項を審査し、学識経験者の意見を聴いたうえで決定の適否等を判定します。

(2) 学識経験者からの意見聴取

審査委員会は、次に掲げるいずれかの方法により、学識経験者から意見を聴取します。

① 会議形式

学識経験者が審査委員会の会議に出席することにより意見を聴取します。

② 面談聴取

学識経験者との面談により意見を聴取します。

③ 書面收受

学識経験者から意見を記した書面(電子データを含む。)を郵便、電子メールその他の手段により收受します。

6 技術的要素の担保

総合評価競争入札においては、落札者が提示した技術的要素はすべて契約内容となるため、その内容(以下「契約性能等」という。)が履行できなかった場合のペナルティー措置をあらかじめ定めます。

(1) 契約性能等を満たしていることをすべて確認できない場合

契約性能等についての履行義務は、工事等の完成後においても引き続き存続します。

(2) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施工が困難である場合

工事成績評定点の減点(評価項目毎に3点減点、最大8点減点)措置を行います。ただし、契約性能等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合には、指名停止措置、契約金額の減額変更、損害賠償請求等を行います。

(3) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施工が可能な場合

再度の施工を要するとともに、工事成績評定点の減点(評価項目毎に1点減点、最大8点減点)措置を行います

7 総合評価競争入札に関わる事項の公表

総合評価競争入札における手続きの透明性・公平性を確保するために、入札公告により落札者決定基準等を明らかにし、落札結果とともに評価内容を公表します。

(1) 入札公告により明示するもの

- ① 総合評価競争入札を適用すること
- ② 入札参加資格要件
- ③ 技術資料の内容、提出期限、提出方法等
- ④ 落札者決定基準等(評価項目、配点、欠格要件等)
- ⑤ 技術的要素の内容が履行できなかった場合の措置等
- ⑥ その他の必要事項に関すること。

(2) 落札結果とともに公表するもの

- ① 入札参加者
- ② 入札価格
- ③ 加算点の内訳、技術評価点
- ④ 評価値
- ⑤ 無効・失格であった場合の理由

8 関係資料

逗子市総合評価競争入札試行取扱要領
逗子市総合評価審査委員会要綱